

西尾市民病院あり方検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

西尾市民病院あり方検討支援業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により提案を募集し、受託者の選定を行う。

1 目的

西尾市民病院（以下「当院」という。）は、令和4年度に策定した「西尾市民病院経営強化プラン」に基づき、現在、各種経営改善に取り組んでいるが、医療を取り巻く状況は厳しく、当院の経営状況についても苦しい状況が続いている。

一方で、西尾市の財政状況も年々厳しさを増しており、当院の経営状況により一般会計からの支出が増大し、市民サービス全体の低下につながる可能性もある。

こうした厳しい状況を踏まえ、当院の現行の経営体制や病院としてのあり方を見直すことが必要であり、そうすることで将来にわたり持続可能な運営体制を築くとともに、市民へ質の高い医療を安定的に提供し続けることが可能となる。

本業務は、その取組を効果的に進めるために、当院を取り巻く内外環境の分析、経営上の課題整理、今後の方向性検討の支援、並びに「(仮称)西尾市民病院のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の運営支援等を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

西尾市民病院あり方検討支援業務

(2) 業務場所

愛知県西尾市熊味町上泡原6番地
西尾市民病院

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

(4) 業務内容

別紙「西尾市民病院あり方検討支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 委託料の提案上限額

本業務委託に係る提案上限額は、19,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」小分類「99. その他」に公告日時点で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に規定する停止措置を受けていないこと。
- (4) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 本店及び支店等が税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、公立病院において本業務と類似した支援業務2件以上の契約履行実績があること。

4 事業者選定のスケジュール

内容	提出期限 等
プロポーザル実施の公告	令和8年4月14日（火）
参加資格申請書の提出期限	令和8年4月28日（火）午後5時まで
質問書の提出期限	令和8年5月13日（水）午後5時まで
参加資格確認通知書の発送	令和8年5月13日（水）
質問書に対する回答	令和8年5月15日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月27日（水）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月10日（水）
結果通知書の発送	令和8年6月12日（金）
契約締結	令和8年6月24日（水）予定

5 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。疑義等がある場合は、質問書を提出すること。

6 参加資格申請書の提出

(1) 提出書類・提出部数

ア 提出書類

(ア) 参加資格申請書（様式第1号）

(イ) 会社概要書（様式第2号）

※パンフレット等があれば添付すること。

※西尾市に本社、支店営業所等を有する場合は、所在地がわかる資料を添付すること。

(ウ) 業務契約履行実績表（様式第3号）

※過去5年間に元請として契約履行した本業務と類似した業務に関する実績について、必要事項を記載すること。

イ 提出部数

各1部

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

(3) 提出先

「16 担当部署」と同じ

(4) 提出方法

ア 持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までの間に

担当部署へ提出すること。

イ 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留等の配達記録の残る方法で郵送し、提出期限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をすること。

(5) 参加資格確認通知書の発送

参加資格申請書を提出した事業者について、参加資格要件を有する者であるかを確認し、令和8年5月13日（水）までに参加資格確認通知書（様式第4号）を発送する。

7 質問の受付・回答

企画提案書等の作成に係る質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで質問書（様式第5号）を「siminbyouin@city.nishio.lg.jp」まで送信し、送信後は土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までの間に、電話で受信確認をすること。

電子メールの件名は、「西尾市民病院あり方検討支援業務に関する質問【事業者名】」とすること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年5月15日（金）までに西尾市ホームページで公表する。また、参加資格確認により参加資格を有すると認められた事業者（以下「参加事業者」という。）全てに電子メールで回答する。

(4) その他

ア 電話、窓口、郵送及びFAXによる質問には応じない。

イ 審査に関する質問及び回答に対する再質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答内容は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 企画提案書の提出

参加事業者は、次のとおり企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第6号）※表紙部

イ 会社概要書（様式第2号）※パンフレット等があれば添付すること

ウ 業務契約履行実績関係書類

(ア) 業務契約履行実績表（様式第3号）※最大6件まで提出可

(イ) 業務契約履行実績に関する証明（契約書の写しや制作物の写し等）

エ 企画提案書（任意様式）

企画提案書の様式は任意とするが、本要領及び仕様書に基づき、当院を取り巻く医療環境の変化や経営改善策等に関して、次の区分の順に従い記載参考事項及び評価基準などを参考にして、考え方や提案を記載すること。

企画提案書	No	区分	記載参考事項
	1	現状の調査・分析等に関する事	調査について、的確に把握・分析できる内容・実施方法となっているか。
	2	課題解決のための方策の提案に関する事	当院の厳しい経営状況を踏まえ、今後の経営改善に向けて取り組む考え方や視点が本業務にふさわしいものになっているか。
	3	経営形態の変更に關すること	経営形態の検討について十分な知識をもっているか。当院の状況を鑑み、的確な指針を示すことができるかと判断できるか。
	4	検討委員会の運営支援に関する事	検討委員会の運営について、円滑なものとなるように支援、計画をすることができているか。
	5	業務実施体制及び作業工程	業務を確実に実行するための人員体制や役割が明確に示されているか。 作業工程は適切に実施できるものとなっているか。
	6	実績	過去に類似業務の契約履行実績があり、円滑な業務遂行が可能と判断できるか。
	7	見積金額の妥当性	提案内容に対して、見積金額は適正か。
	8	その他	その他、今回の業務を行うにあたり有用な提案があれば、記載すること。（特になければ省略しても差し支えない。）

オ 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

(ア) 提案見積書に記載する金額は、企画提案書に記載する内容に対して必要な費用をすべて含めること。

(イ) 見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳についても記載すること。

(2) 提出部数

正本各1部、副本各11部

(3) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時必着

(4) 提出先

「16 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

ア 持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前8時30分から午後5時までの間に担当部署へ提出すること。

イ 郵送の場合は、担当部署あてに書留又は簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送し、提

出期限までに必着とする。なお、発送後、担当部署へ電話で到着確認をすること。

ウ 提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出等は原則認めない。ただし、企画提案書等の内容を確認するため、当院から追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(6) 企画提案書等の作成上の留意事項

ア 企画提案書等はA4縦長ファイル1冊にまとめて提出すること。

イ ファイルの表紙及び背表紙には、「西尾市民病院あり方検討支援業務委託企画提案書」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。

ウ 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、表紙、目次を付けること。

エ 原則、全ての書類はA4判（A3判折り込み可）とし、左綴じが可能な形で作成すること。

9 提出された企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書に記載された提案内容は、当該企画提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、西尾市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 企画提案書等の著作権は、その企画提案書等を作成した者に帰属するものとするが、契約の相手方となった者の企画提案書等については、西尾市が業務に必要な範囲内で無償で使用できるものとする。

10 審査の手続き及び受託候補者の特定

提出された企画提案書等について、西尾市が選任する者をもって設置した「西尾市民病院あり方支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

なお、提案者が5者を超えた場合は、選定委員会において書面審査を実施し、書面審査通過者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。また、企画提案書を提出された全ての参加事業者へ令和8年5月29日（金）までに、本審査参加審査結果通知書（様式第7号）を発送する。

(1) 選定方法

ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高い者から順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。

ウ 1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積

額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

(2) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、審査の結果、あらかじめ定めた最低基準点を満たしている場合には、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) 最低基準点に満たない場合の取り扱い

各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(4) 評価基準

別紙「西尾市民病院 あり方検討支援業務プロポーザル評価基準」による。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等が提出された後、選定委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和8年6月10日（水）

※集合時刻、集合場所等は、参加事業者ごとに電子メールで通知する。

(2) 場所

西尾市民病院 講堂C（管理棟2階）

(3) 実施方法

企画提案書等の内容について20分以内で説明、その後10分程度ヒアリングを行う。

(4) 参加人数

企画提案書等の内容を熟知している者で、実際に業務に関わる者を含め3名以内とする。

(5) プロジェクターの使用

プロジェクターの使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

(6) その他

ア プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。ただし、説明用資料として、提出書類の一部を要約したものは使用することができる。

イ プレゼンテーションは、非公開とする。

1.2 審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

令和8年6月12日（金）までに全ての参加事業者へ結果通知書（様式第8号）を送付する。また、受託候補者名、提案者数について西尾市ホームページで公表する。

(2) その他

ア 審査結果に関する問い合わせには、一切応じないものとする。

イ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

1.3 参加者の失格

参加事業者が、次の事項に該当すると西尾市が判断した場合は失格とする。ただし、西尾市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格要件がないと認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 指定した提出期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (4) 提案上限額を超える金額の見積書を提出した場合
- (5) その他本要領を遵守しない場合

1 4 契約手続き等

- (1) 契約候補者は当院と本業務委託について契約に必要な事項を協議した後、当院が作成した契約書によって契約を締結するものとする。
- (2) 契約内容については、企画提案書等の内容を踏まえて契約候補者との協議を経て決定するものとするが、企画提案書等の内容に限定されることなく、変更できるものとする。
- (3) 契約候補者との協議の過程において、次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定時に契約候補者の次に順位の高い者と契約交渉を行うものとする。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで本要領 1 3 の参加者の失格の要件に該当していることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (4) 契約金額は、企画提案書等に記載された見積金額がそのまま採用されるのではなく、受託候補者との協議により本業務の仕様書を確定した後に決定するものとする。
- (5) 契約保証金は、西尾市契約規則（昭和 3 9 年西尾市規則第 2 9 号）第 2 9 条の規定により契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付することとする。ただし、同規則第 3 1 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

1 5 その他

- (1) 参加資格申請書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (3) 電子メール等の通信事故について、西尾市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 本要領 1 2 の結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「西尾市が行う事務、又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、西尾市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害、又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約を締結しない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとする。
- (7) 参加資格申請書の提出以降、事務局以外に本業務に関する質疑等はしないこと。
- (8) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

16 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒445-8510

愛知県西尾市熊味町上泡原6番地

西尾市民病院 事務部管理課経営企画担当

電話：0563-56-3171（代表）

電子メールアドレス：siminbyouin@city.nishio.lg.jp